

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業
訪問介護事業所 グランツ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 アブレイズが開設する訪問介護事業所グランツ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業訪問介護相当サービス（以下「第一号訪問事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または介護保険法に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または第一号訪問事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護および第一号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(第一号訪問事業の運営の方針)

第3条 第一号訪問事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 第一号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者または地域包括支援センターへ報告することとする。

3 第一号訪問事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 訪問介護事業所 グランツ
- 二 所在地 静岡県静岡市清水区神沢 317-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 訪問介護計画または訪問介護相当サービス計画書の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (3) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- (4) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

三 訪問介護員等 常勤換算 2. 5名以上

訪問介護員等は、訪問介護、訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日（祝日含む）
 - 二 営業時間 午前7時から午後6時までとする。
- また、通常の営業時間以外の営業に関しては応相談。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は厚生労働大臣又は静岡市長又は富士市長が定めた基準によるものとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。

2 事業所で行う指定訪問介護の内容は次の通りにする。

- 一 訪問介護計画の作成
- 二 身体介護に関する内容
 - (1) 排泄・食事介助
 - (2) 清拭・入浴・身体整容
 - (3) 体位変換
 - (4) 移動・移乗介助、外出介助
 - (5) その他の必要な身体の介護

三 生活援助に関する内容

- (1) 調理
- (2) 衣類の洗濯、補修
- (3) 住居の掃除、整理整頓
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) その他必要な家事

3 介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の内容は次の通りにする。

- 一 訪問介護相当サービス計画の作成
- 二 身体介護に関する内容
 - (1) 排泄・食事介助
 - (2) 清拭・入浴・身体整容
 - (3) 体位変換
 - (4) その他の必要な身体の介護

三 生活援助に関する内容

- (1) 調理
- (2) 衣類の洗濯、補修
- (3) 住居の掃除、整理整頓
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) その他必要な家事

4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の実施地域を越えて 1 km につき 20 円

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、清水区由比・蒲原の区域とする。また富士市に関しては応相談とする。

（相談・苦情対応）

第9条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

（事故処理）

第10条 サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 訪問介護員等は、訪問介護等のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

3 訪問介護等のサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第12条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置」という）を活用して行うことができるものとする）を概ね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

4 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

5 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 利用者及び家族の人権の擁護・虐待等の発生又は防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 当該指定訪問介護事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 4 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 5 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。
- 6 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 二 繼続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アブレイズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

- 第16条 当該事業所従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等「以下、パワーハラスメントとする」）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等「以下、セクシャルハラスメントとする」）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。
- また、当該事業所従業者によって、利用者様及びご家族様等が、パワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡や相談等をすることができるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 指定訪問介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

(変更点)

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は〔旧〕厚生労働大臣又は静岡市長（※〔新〕厚生労働大臣及び静岡市長及び富士市長に変更）が定めた基準によるものとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

(変更点)

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は厚生労働大臣又は静岡市長又は富士市長が定めた基準によるものとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、〔旧〕その1割又は2割の額とする。（※〔新〕その1割、2割又は3割の額とする。）

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(変更点)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、〔旧〕清水区由比・蒲原、（※〔新〕清水区由比・蒲原、富士市一部（旧富士川町））の区域とする。

附 則

この規程は、平成31年3月26日から施行する。

(変更点)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日（祝日含む）
- 二 営業時間 午前7時から午後6時までとする。

また、通常の営業時間以外の営業に関しては応相談。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、[旧]清水区由比・蒲原の区域とする。また富士市に関しては応相談とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(変更点 下記事項を追加する)

(衛生管理等)

- 2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 3 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置」という）を活用して行うことができるものとする）を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 4 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 5 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(虐待防止に関する事項)

- 3 当該指定訪問介護事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 4 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 5 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。
- 6 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

- 5 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(従業者に対するパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

第16条 当該事業所従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為等）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 指定訪問介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(変更点 下記事項を追加する)

(身体拘束に関する事項)

- 第18条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはそのご家族に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

(変更点 下記事項を変更追加する)

(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等について)

- 第16条 当該事業所従業者のサービス提供中に、利用者様またはそのご家族様等より、従業者がパワーハラスメント（身体的な力を使って危害を及ぼす行為や個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為等「以下、パワーハラスメントとする」）またはセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないがらせ行為等「以下、セクシャルハラスメントとする」）等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡措置をさせていただきます。また、利用者様またはご家族様等の言動、行動により従業者が身体、生命、財産等の被害を受けた場合には、必要な手続きをとり、また、通常の介護方法ではこれを防止することができない時には、サービスを中止させていただく場合があります。
- また、当該事業所従業者によって、利用者様及びそのご家族様等が、パワーハラスメントまたはセクシャルハラスメント等を受けた際は、担当の介護支援専門員や行政等に対して必要な連絡や相談等をすることができるものとする。